

厚生労働大臣の定める揭示事項

明細書発行体制等加算

個別の診療報酬の算定項目の名称及び、その点数を記載した明細書を無料で交付しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

一般名処方加算

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有し、質の高い診療を実施するための十分な診療情報を取得・活用しております。

保険外負担に関する事項

当クリニックでは以下の項目について、その使用料、利用回数に応じた実費のご負担をいただいております。

自費料金表はこちら → [自費料金表.pdf](#)

長期収載品（後発品のある先発医薬品）の選定療養について

長期収載品の選定療養とは、令和6年の診療報酬改定により令和6年10月1日から導入された制度で、患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合に、その差額の4分の1を自己負担していただく制度です。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「後発品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について」をご確認ください。

関東信越厚生局長への届出事項に関する事項

現時点では、基本診療料の施設基準に関わる届出は特にありません。